

十、[第4条第1項第12号](#)（他人の登録防護標章）

他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）
と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務につ
いて使用をするもの

1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（相似形を含む。）に限る。登録防護標章と類似の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務に使用するもの、又は、登録防護標章と同一の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務と類似の商品又は役務に使用するものは、本号の規定に該当せず、[第4条第1項第15号](#)の規定に該当するものとする。

（注）以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[42.111.01](#) 出願人（申請人）の同一認定に関する取扱い